

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成30年5月22日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 アルプラザ野洲 野洲市小篠原1000番地ほか

2 意見の概要 野洲市からの意見

- (1) 届出では第2駐車場を大規模小売店舗施設から分離して飲食店等を設置するため、駐車場台数および出入口を減少させる届出内容となっている。一方届出等を周知させるための説明会で、「現段階では具体的な計画はない。第2駐車場を閉鎖することは考えていない」と回答されていた。変更届出に係る内容と説明会での回答の整合性について説明をされたい。
- (2) 「第1駐車場の警備員は土日に配備されているが、平日も配備をお願いしたい」という説明会参加者の意見に回答されたい。
- (3) 説明会の公告は県の要綱をもとに半径1kmの限定的な新聞折り込みチラシ（1月26日）によってなされているが、公告機能が果たされていないと思われる。かつ、自治会長への情報提供等が無く、その周知が充分であったと思えない。さらに、説明会での質問に対する回答が、納得いくものになっていないと思われることから、再度の説明会を開催されたい。
- (4) 届出者が実施された駐車場利用実態調査結果等から、駐車場の入口が1ヶ所になった場合でも「公道に入庫待ち行列が発生する恐れはほとんどない」とある。開店当初の平成11年5月の駐車台数は、943台であった。その後、平成15年2月の大規模小売店舗立地法の届出において駐車台数700台とされ、さらに、今回の変更届出では、485台と大幅に減少されている。このように駐車台数を大幅に減らされていることについて説明をされたい。
- (5) 変更届出により駐車場の出入口が3ヶ所から1ヶ所に限定されるため、県道野洲停車場線と市道中畑小篠原原線の交差点負荷が増すことが予想される。さらに、国道8号野洲栗東バイパスの整備に伴い、三上周辺からの交通の流れが変わることによる店舗駐車場への左折車が増加し、県道方面からの右折車が入場困難な状況となることも予想される。届出者と道路管理者、公安委員会等の間で十分な調整を図られたい。
- (6) 第2駐車場の公園は、小篠原井関地区再開発地区計画において、地区施設である公園（1,000㎡）として位置付けられ、公園敷地の固定資産税については、野洲市条例規定に基づき減税措置している。それにもかかわらず、届出書の図面において公園の位置づけがなくなっている。このことについて説明されたい。
- (7) 届出の変更理由について、「第2駐車場を大規模小売店舗施設から分離して飲食店等を設置するため」とあるが、飲食店等設置にあたっては、所定の手続きが必要となることから別途協議をされたい。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

野洲市環境経済部商工観光課 野洲市小篠原2100番地1

(2) 縦覧期間 平成30年5月22日から平成30年6月22日まで